

釧根地域海岸漂着物対策推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 この協議会は、釧根地域における海岸の良好な景観と環境を保全するため、関係者が連携して海岸漂着物等の処理とその発生抑制を図るための情報共有、連絡調整を行うことを目的とした連絡調整会議として設置する。

(名称)

第2条 この協議会は、釧根地域海岸漂着物対策推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(構成)

第3条 協議会は、別表1に定める構成機関をもって構成する。

(議題)

第4条 協議会の議題は、次のとおりとする。
(1) 海岸の良好な景観と環境を保全するための情報交換
(2) 海岸漂着物の処理に関する事
(3) 海岸漂着物の発生抑制に関する事
(4) 海岸漂着物の発生状況及び発生原因の調査に関する事
(5) 海岸漂着物に係る環境教育に関する事
(6) その他海岸漂着物の対策に関する事

(会議の開催)

第5条 協議会に座長を置き、北海道釧路総合振興局保健環境部くらし・子育て担当部長をもってあてる。
2 協議会は、座長が招集するものとする。
3 協議会は、必要に応じて、構成機関以外の者を会議に出席させることができる。
4 座長は、不在の場合などの都度、これを代行するものを指名することができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課に事務局を置く。

(見直し期限)

第7条 本会議は、平成28年5月31日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、会議の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則 この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

別表1（第3条関係）

機関名	役職名	備考
北海道森林管理局根釧西部森林管理署	総括森林整備官	
北海道森林管理局根釧東部森林管理署	総括森林整備官	
北海道開発局釧路開発建設部	治水課長	
海上保安庁第一管区海上保安本部釧路海上保安部	警備救難課長	
海上保安庁第一管区海上保安本部根室海上保安部	警備救難課長	
環境省北海道地方環境事務所	廃棄物対策等調査官	
環境省釧路自然環境事務所	国立公園課長	

釧路市	市民環境部環境事業課長 水産港湾空港部港湾空港振興課長	
釧路町	住民課長 産業経済課長	
厚岸町	環境林務課長	
浜中町	町民課長 水産課長	
標茶町	住民課長	
弟子屈町	環境生活課長	
鶴居村	住民生活課長	
白糠町	保健福祉部町民サービス課長	
根室市	市民福祉部市民環境課長 水産経済部水産振興課長 水産経済部港湾課長	
別海町	福祉部町民課長	
中標津町	町民生活部生活課長	
標津町	住民生活課長 水産課長	
羅臼町	環境生活課長	
釧路総合振興局地域創生部	地域政策課長	
釧路総合振興局産業振興部	農村振興課長	
釧路総合振興局産業振興部	林務課長	
釧路総合振興局産業振興部	水産課長	
釧路総合振興局森林室	管理課長	
釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室	維持管理課長	
根室振興局地域創生部	地域政策課長	
根室振興局産業振興部	農村振興課長	
根室振興局産業振興部	林務課長	
根室振興局産業振興部	水産課長	
根室振興局保健環境部	環境生活課長	
釧路総合振興局保健環境部	くらし・子育て担当部長	
釧路総合振興局保健環境部	環境生活課主幹	